

「障害福祉サービス」のしおり



東近江市

障害福祉サービスについて

平成28年5月1日現在

サービス	内容	手続き方法	問い合わせ先																																	
税	所得税 障害者控除 : 所得控除27万円 【対象者】身障3～6級/療育B1・B2/精神2・3級 特別障害者控除 : 所得控除40万円 【対象者】身障1・2級/療育A1・A2/精神1級 (控除対象配偶者又は扶養親族が同居の場合の特別障害者控除: 所得控除75万円)	確定申告または年末調整で障害者手帳を提示してください。	近江八幡税務署 ☎0748-33-3141																																	
	住民税 障害者控除 : 所得控除26万円 【対象者】身障3～6級/療育B1・B2/精神2・3級 特別障害者控除 : 所得控除30万円 【対象者】身障1・2級/療育A1・A2/精神1級 (控除対象配偶者又は扶養親族が同居の場合の特別障害者控除: 所得控除53万円)		市役所 市民税課 ☎0748-24-5604 050-5801-5604																																	
	自動車税 全額免除 【減免が受けられる自動車】 ◆満18歳以上の身体障害者の場合は、自動車検査証の所有者欄が本人 ◆満18歳未満、知的・精神障害者の場合は、生計を一にする者が所有者	右記にお問い合わせください。	★自動車税 ★自動車取得税 自動車税事務所 ☎077-585-7288 または 県税事務所 ☎0748-22-7707																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>該当基準</th> <th>本人が運転</th> <th>生計同一者・常時介護者が運転</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視覚</td> <td colspan="2">1～4級</td> </tr> <tr> <td>聴覚</td> <td colspan="2">2、3級</td> </tr> <tr> <td>平衡</td> <td colspan="2">3級</td> </tr> <tr> <td>音声</td> <td colspan="2">3級(喉頭摘出者のみ)</td> </tr> <tr> <td>上肢</td> <td colspan="2">1、2級</td> </tr> <tr> <td>下肢</td> <td>1～6級</td> <td>1～3級</td> </tr> <tr> <td>体幹</td> <td>1～3級、5級</td> <td>1～3級</td> </tr> <tr> <td>内部</td> <td colspan="2">1～3級</td> </tr> <tr> <td>知的</td> <td colspan="2">A1、A2</td> </tr> <tr> <td>精神</td> <td colspan="2">1級</td> </tr> </tbody> </table>		該当基準	本人が運転	生計同一者・常時介護者が運転	視覚	1～4級		聴覚	2、3級		平衡	3級		音声	3級(喉頭摘出者のみ)		上肢	1、2級		下肢	1～6級	1～3級	体幹	1～3級、5級	1～3級	内部	1～3級		知的	A1、A2		精神	1級		★軽自動車税 申請期間: 4/1～5/31 市役所 市民税課 ☎0748-24-5604 050-5801-5604
	該当基準		本人が運転	生計同一者・常時介護者が運転																																
	視覚		1～4級																																	
	聴覚		2、3級																																	
	平衡		3級																																	
	音声		3級(喉頭摘出者のみ)																																	
	上肢		1、2級																																	
下肢	1～6級		1～3級																																	
体幹	1～3級、5級		1～3級																																	
内部	1～3級																																			
知的	A1、A2																																			
精神	1級																																			
軽自動車税 自動車取得税	障害者用に改造した自動車(上記の減免が優先) 障害者が運転、または障害者を介護するために改造した自動車に対する自動車取得税・自動車税及び軽自動車税の減免があります。(8ナンバーが対象) ※自動車取得税は、改造に要した費用分のみが対象。																																			
事業税 重度の視力障害者(両眼の視力の和が0.06以下の者)が行なう、あんま・はり等医業に類する事業 ⇒ 非課税	県税事務所 ☎0748-22-7706																																			
相続税 心身障害者(児)が相続により財産を取得した場合 ⇒ 70歳までの年齢に対し、障害者控除6万円/年、特別障害者控除12万円/年	近江八幡税務署 ☎0748-33-3141																																			
贈与税 重度の身体及び知的障害者(児)に対して生前に財産の贈与を行なう場合 ⇒ 6千万円以下の財産を信託銀行に委託する等、一定の条件のもとに非課税	近江八幡税務署 ☎0748-33-3141																																			
マル優 【対象者】 障害者手帳(身知精)の交付を受けている人・障害年金受給者等 ⇒ 預貯金等(限度額350万円)、国地方債(限度額350万円)の利子所得が非課税	金融機関または 近江八幡税務署																																			
交通機関	近江鉄道 ⇒ 普通・回数・定期乗車券: 50%割引(下記の条件に該当する人のみ) 【対象】 第1種(身知) 本人と介護者が乗車の場合にのみ共に割引 第2種(知的) 12歳未満の子が介護者と乗車の場合に共に割引(本人のみの割引は無し) 第2種(身体) 本人のみ(ただし近江鉄道+JRまたは、JRのみの片道100kmを超える普通乗車券のみ) 第1種(身知)の方が本人のみで乗車の場合	障害者手帳の提示 ※往復近江鉄道を利用される場合は、近江鉄道の窓口でお問い合わせください。 ※JRをご利用の場合においても駅の窓口でお問い合わせください。	各駅の窓口および指定代理店																																	
	JR ⇒ 普通乗車券: 50%割引(下記の条件に該当する人のみ) 【対象】 第1種(身知) 本人と介護者が乗車の場合のみ共に割引(急行・定期・回数券も可) 第2種(身知) 本人のみ(ただし近江鉄道+JRまたは、JRのみの片道100kmを超える普通乗車券のみ) 第1種(身知)の方が本人のみで乗車の場合 12歳未満の方が介護者と乗車の場合に定期乗車券は介護者のみ割引																																			
	国内航空運賃割引 割引運賃は、航空運送事業者または路線によって異なります。(12歳未満は一般割引のみ) 【対象】 第1種(身知、満12歳以上) 本人が介護人と共に、または単独で旅行する場合 第2種(身知、満12歳以上) 本人のみ			障害者手帳の提示(各会社の窓口等でお問い合わせください。)	各航空会社支店・営業所および指定代理店																															
	民間バス運賃割引 50%割引 ※定期券は割引率が別 【対象】 第1種(身知) ※本人および介護人 第2種(身知)/精神 ※本人のみ			障害者手帳の提示(各会社の窓口等でお問い合わせください。)	営業所または代理店 運賃支払時																															

サービス		内 容		手続き方法	問い合わせ先
交 通 機 関	ちよこっとバス	50%割引 【対象】	第1種(身知) ※本人および介護人 第2種(身知)／精神 ※本人のみ	障害者手帳の提示 (各会社の窓口等でお 問い合わせください。)	営業所または 代理店 運賃支払時
	タクシー運賃	10%割引 【対象】	第1種(身知)／第2種(身知)／精神 ※本人が乗車		
	有料道路 通行料金 (高速道路、琵琶湖大橋)	50%割引(本人もしくは親族等の所有する車に限る) ※登録できる自動車は一人につき1台 【障害者ご本人が運転される場合】 身体障害者手帳の交付を受けているすべての人が対象『第1種・第2種』 ※療育手帳は不可 【障害者ご本人以外の方が運転され、障害者ご本人が同乗される場合】 身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている人のうち、重度の障害をお持ちの人が対象 ※重度の障害の範囲・・・身体障害者手帳『第1種』の人、療育手帳A1・A2の人	障害者手帳に事前の 登録が必要です。 車検証、免許証 ※ETCをご利用の場 合はETC割引登録も 出来ますので、お問 い合わせください。 ※琵琶湖大橋は回数 券の購入も可	・市役所 障害福祉課 ・各支所	
	琵琶湖大橋 通行料金	75%割引 (上記の割引とは別です) 【対象】	特定の施設に入所している人、またはその保護者が一時帰省や面会時に通 行する場合	事前に特別回数券の 購入が必要です※施 設の証明書が必要で す。	琵琶湖大橋有料道 路管理事務所 ☎077-585-1129
NHK 放送受信料	全額免除 【対象】	身体・知的・精神障害者(児)が世帯構成員で、かつ世帯全員が 市民税非課税の世帯 等	印鑑・障害者手帳 ※申請をされた月から 免除が適用されます。	・市役所 障害福祉課 ・各支所	
	半額免除 【対象】	受信契約者が視覚または聴覚障害者、身障1級・2級、療育A 1・A2、精神1級で世帯主			
NTT 無料番号案内	「104」の番号案内が無料で受けられます。 【対象】	視覚障害1～6級／知的障害者／精神障害者／ 肢体不自由(上肢・体幹・一部の運動機能障害)	NTT支店又は営業所 にお問い合わせくださ い。	NTT支店または営業所 ☎0120-104-174	
県立施設利用	入場(館)料・駐車場使用料が割引または無料 ※県立障害者福祉センター 県立障害者福祉センターの使用料が無料 (スポーツ施設等) 【対象】	本人(介助人も対象となる施設もあり) ☎077-564-7327	障害者手帳の提示 (各施設の窓口でお問 い合わせください。)	各県立施設	
駐車禁止規則 の適用除外	駐車禁止及び時間制限駐車区間の交通規制の対象から除く車両として標章が交付され ます。 【対象】	歩行困難な身体障害者が現に使用中の車両(各障害(部位)ごとに規定があ ります。)、療育A1・A2、精神1級の人を乗せている車両	※警察署で申請が必 要です。 障害者手帳の提示	東近江警察署 ☎0748-24-0110	
滋賀県車いす使用者 等駐車場利用証	『車いす優先区画(車いすを常時利用する人のための区画)』や、『思いやり区画(移動に 配慮が必要な方のための区画)』をご利用いただくための利用証が交付されます。 【対象】	身体(各障害(部位)ごとに要件があります)、療育A1・A2、精神1級の障害 者手帳をお持ちの移動に配慮が必要な人	※県庁健康福祉政策 課へ申請。申請書、手 帳の写し、郵送の場合 は140円分の切手が 必要です。	県庁健康福祉課 ☎077-528-3512	
携帯電話料金 の割引	月々の基本使用料、通話料の割引など。 各会社により割引内容は異なりますので、ご利用の会社にご相談ください。 【対象】	障害者手帳(身体／療育／精神)をお持ちの人	詳しくは各会社にお問 い合わせください。	携帯電話取扱店	
手話通訳 要約筆記者 の派遣	聴覚障害者等が公的機関等へ行くときに、意志疎通に支障がある場合、手話通訳者また は要約筆記者を派遣します。 【対象】	聴覚障害者 等	派遣申請書の提出	・市役所 障害福祉課 ・各支所	
FAX・メール 中継サービス	FAXやメールを使って、障害福祉課または中継サービス協力員を経由し、連絡を取り合 います。 【対象】	聴覚障害者 等	登録が必要です。 お問い合わせくださ い。	市役所 障害福祉課	
医療費助成 (福祉医療) (後期高齢者医療)	以下の条件を満たす人に、病院等でかかった医療費自己負担分の一部を助成する受給 券を発行します。 ◆福祉医療◆ 【対象】 [身障] 1～4級(3・4級は通院のみ) [療育] A1～B2 (B1・B2は通院のみ) [精神] 1・2級でかつ自立支援医療が適用されている人(通院のみ) ※本人、配偶者、扶養義務者において所得制限があります。 ◆後期高齢者医療◆ 65歳以上75歳未満で次の障害のある人は、申請し認定を受けると、後期高齢者医療が 適用されます。 【対象】 [身障] 1～3級・4級の音声・言語・そしゃく機能障害 4級の下肢障害 1号[両下肢の全ての指を欠く] 3号[一下肢を下腿の2分の1以上で欠く] 4号[一下肢の機能の著しい障害] [療育] A1・A2 [精神] 1・2級	・障害者手帳 ・健康保険証 ・印鑑	・市役所 保険年金課 ☎0748-24-5634 050-5801-5634 ・各支所		

サービス		内容	手続き方法	問い合わせ先
自立支援医療費	更生医療	<p>身体障害者手帳をお持ちの人が、その障害を軽減し、日常生活能力を回復するために必要な医療行為に対する費用の一部を助成します。</p> <p>〔医療の内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> (心臓機能障害) ペースメーカー植込術・弁置換術 ほか (肢体不自由) 人工関節置換術 ほか (腎臓機能障害) 人工血液透析・腎移植術 ほか (その他の障害) 人工内耳埋め込み術 ほか <p>※知事の指定した医療機関での医療行為に限ります。 ※高額所得世帯は支給対象外になることがあります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・印鑑 ・健康保険証 ・医師の意見書 ※原則1割負担 	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所 障害福祉課 ・各支所
	育成医療	<p>身体に障害のある児童が、その障害の確実な治療効果が期待できる医療行為に対する費用の一部が助成されます。</p> <p>〔医療の内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> (心臓障害) 心室(心房)中隔欠損症 ほか (音声・言語等障害) 口蓋(口唇)裂 ほか (その他の障害) そけいヘルニア ほか <p>※知事の指定した医療機関での医療行為に限ります。 ※高額所得世帯は支給対象外になることがあります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・印鑑 ・健康保険証 ・医師の意見書 ※原則1割負担 	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所 障害福祉課 ・各支所
	精神通院医療	<p>精神疾患がある人の通院医療費に対する費用の一部が助成されます。</p> <p>〔医療の内容〕 統合失調症、躁・うつ病、精神作用物による依存症 ほか</p> <p>※知事の指定した医療機関での医療行為に限ります。 ※高額所得世帯は支給対象外になることがあります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・印鑑 ・健康保険証 ・医師の診断書 ※原則1割負担 	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所 障害福祉課 ・各支所
自動車改造費の助成		<p>就労や重度障害者の移動介護用に車いす用リフト等を設置した場合に、改造等に必要経費の一部を助成します。</p> <p>〔対象・助成額〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 本人が運転：(重度の)上肢・下肢または体幹機能障害者 助成限度額 75,000円 介護者が運転：重度の下肢・体幹機能障害者 助成限度額 72,000円 	<p>必ず、事前にご相談ください。</p> <p>(改造後・免許取得後の申請はできません)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所 障害福祉課 ・各支所
自動車操作訓練費の助成		<p>自動車運転免許取得のため、教習所の費用を一部助成します。 助成額:必要経費の2/3以内(限度額:100,000円)</p> <p>〔対象〕 身障1~4級または肢体不自由のため自動車改造での運転訓練が必要な人</p>	<p>※自動車改造費助成制度には所得制限があります。</p>	
ガソリン・タクシー・鉄道利用助成	社会参加促進助成	<p>積極的な社会参加を目的とし、本人・家族が運転する自動車燃料費・タクシー料金・近江鉄道運賃の一部を助成します。</p> <p>〔対象〕〔※毎年4月1日を基準日とし、以下のいずれかの手帳を所持する人。ただし、障害者支援施設・介護老人保健施設・介護老人福祉施設・介護療養型医療施設への入所者・長期入院者は対象外〕</p> <p>身障1・2・3級/療育A1・A2/精神1・2級</p> <p>〔助成額〕 年額 5,000円 自動車燃料費(給油)・タクシー料金・近江鉄道運賃に利用できる助成券を交付します。 1冊:助成券500円×10枚綴</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・交付申請書 ・印鑑 ・障害者手帳 <p>申請期限:5月末</p>	
	移動支援	<p>重度の障害児(者)の通院及び通学、通所のための移動を支援することを目的として交通費の一部を助成します。</p> <p>〔対象〕〔※毎年4月1日を基準日とし、以下のいずれかに該当する人〕</p> <p>人工透析者(児)/重度の障害児(身障1・2級/療育A1・A2)</p> <p>特別児童扶養手当の支給対象児童(1級)</p> <p>重症心身障害者(児)と認定された人</p> <p>〔助成額〕 年額 5,000円 自動車燃料費(給油)・タクシー料金・近江鉄道運賃に利用できる助成券を交付します。 1冊:助成券500円×10枚綴</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・交付申請書 ・印鑑 ・障害者手帳 ・通学、通院等していることが分かるもの。 <p>※所得制限があります。</p> <p>申請期限:5月末</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所 障害福祉課 ・各支所
紙おむつ券		<p>常時紙おむつの必要な人に、心身の安らぎと衛生向上のため、購入費用の一部を助成します。 ※在宅重度障害者(児)であること。</p> <p>〔対象〕 身体障害1・2級、療育A1・A2、精神障害1・2級の、満3歳以上で、常時紙おむつを必要とする方。ただし日常生活用具・介護用品購入助成券事業で交付を受けておられる方は対象外。</p> <p>〔助成額〕 月額3,000円の紙おむつ助成券として交付します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・交付申請書 ・印鑑 ・障害者手帳 	
就業支度金		<p>6ヶ月以上就業することが認められる者に対し、就業支度金を交付します。</p> <p>〔対象〕 精神障害者保健福祉手帳1~3級</p> <p>〔助成額〕 35,000円</p>	<p>事前に相談が必要です。 ※就職先での証明書等が必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所 障害福祉課 ・各支所
住居費補助金		<p>就業するため、借家・アパートに入居した月のみ、その家賃の一部を補助します。</p> <p>〔対象〕 精神障害者保健福祉手帳1~3級</p> <p>〔助成額〕 家賃月額1/2 (限度額 10,000円)</p>	<p>事前に相談が必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所 障害福祉課 ・各支所

サービス		内容	手続き方法	問い合わせ先
心身障害者 扶養共済制度 (※加入申込・相談)		障害のある人を扶養している保護者が一定の掛け金を納めることで、保護者が死亡したときなど、障害のある人に一定額の年金が支給されます。 【対象】 身体障害者手帳1～3級、療育手帳をお持ちの人および同程度の精神障害がある人を扶養している65歳未満の人	・加入等申込書 ・住民票 ・身障手帳等 ・申込者告知書 ・年金管理者指定届書	滋賀県健康医療福祉部 障害福祉課 ☎077-528-3542
自動車事故被害者 援護制度		自動車事故の被害に遭われた人に対して支援をします。 [支援の内容] 介護料の支給・交通遺児等に対する無利子貸付・療護施設・在宅介護の支援 【対象】 自動車事故により重度の障害が残った人	詳しくはNASVAへお問い合わせください。	NASVA 独立行政法人自動車事故対策機構 滋賀支所 ☎077-585-8290
24時間対応型総合 在宅福祉サービス		緊急の場合や介護給付対象サービスで対応することが困難な場合に、デイケア、ナイトケアおよび外出等を組み合わせることで総合的なサービスを提供します。 【対象】 在宅の障害者(児)、障害児(全身性、視覚、知的障害児を除く)	・利用申請書 ※事前に登録し、面接が必要です。	市役所 障害福祉課
補装具の 購入・修理		身体上の障害を補うための用具の購入または修理費用の一部を支給します。 【対象】 肢体不自由 義手・義足・装具・車いす・歩行器・歩行補助つえ(一本杖除く)・座位保持装置 ほか 視覚 盲人用安全つえ・義眼・眼鏡 聴覚 補聴器 難病 症状に合わせて必要な補装具	※事前に申請が必要です。お問い合わせください。 ・申請書 ・印鑑 ・(医学意見書) ※一部自己負担有り(申請により自己負担額の5割を助成)	
日常生活用具 の給付		在宅障害者の日常生活の便宜を図るための用具の費用の一部を給付します。 【対象】 肢体不自由 移動・移乗支援用具・便器・特殊寝台・特殊マット・入浴補助用具・小規模住宅改造 ほか 視覚 体重計・拡大読書機・体温計(音声式)・時計・ポータブルレコーダー・点字器 ほか 聴覚 屋内信号装置・通信装置・情報受信装置 ほか その他の障害 ネプライザー(吸入器)・電動式たん吸引器・人工喉頭・ストマ用具 ほか 療育 A1、A2 特殊マット・頭部保護帽・電磁調理器(18歳以上)・特殊便器 難病 症状に合わせて必要な用具	※事前に申請が必要です。お問い合わせください。 ・申請書 ・印鑑 ・(医学意見書) ※一部自己負担有り	・市役所 障害福祉課 ・各支所
軽度・中等度 難聴児の 補聴器の 購入・修理		18歳未満で両耳の聴力レベルが30dB以上70dB未満等の児童に対する補聴器の購入または修理費用の一部を助成します。	※事前に申請が必要です。お問い合わせください。 ・申請書 ・印鑑 ・医師意見書 ※一部自己負担有り	・市役所 障害福祉課 ・各支所
車椅子の無料貸出		車椅子を無料で、1ヶ月を限度に貸し出します。 【対象】 一時的に車椅子を必要とする人(足を骨折した人、車椅子を購入する前の人、病院等から外泊する人 など)	・申請書 ・印鑑	市役所 障害福祉課
手 当	障害児福祉 手当	20歳未満の在宅重度心身障害児で日常生活が著しく制限され介護が必要な状態の人に、手当を支給します。(※概ね、療育手帳最重度または身体障害者手帳1級と2級の一部の人が対象です。) 【対象】 重度の障害のある児童		
	特別障害者 手当	20歳以上の在宅重度障害者で、常時特別の介護が必要な状態の人(※障害基礎年金の1級程度の障害が2つ以上重複しているのと同程度の障がい者を有する人)に、手当を支給します。 【対象】 重度の障害が重複、同程度の障害のある人	お問い合わせください。 ※受給要件、所得制限があります。	・市役所 障害福祉課 ・各支所
	特別児童扶養 手当	20歳未満の在宅で中度以上の心身障害児を養育している人に、手当を支給します。 【対象】 身障3級(一部4級)以上、療育B1以上の児童		
年 金	障害基礎年金	国民年金の加入期間中、病気やけがにより重度障害者になった人(保険料納付要件有り)、20歳前の病気やけがにより重度障害者になった人(20歳以降に支給)に、年金が支給されます。 【対象】 国民年金法施行令の障害等級表による。(手帳の等級とは異なります)	お問い合わせください。 ※受給要件があります。	・市役所 保険年金課 ☎0748-24-5631 ・日本年金機構 彦根事務所 ☎0749-23-1116
	障害厚生年金	厚生年金保険の被保険者期間中、病気やけがにより重度障害者になった人へ、障害基礎年金に上乗せして支給されます。また、独自の障害厚生年金3級または障害手当金(一時金)を支給する場合があります。 【対象】 1・2級 : 障害基礎年金と同じ等級表による。 3級・障害手当金 : 政令で定める障害厚生年金独自の等級表による。	お問い合わせください。 ※受給要件があります。	日本年金機構 彦根事務所 ☎0749-23-1116

総合支援法障害福祉サービス費について






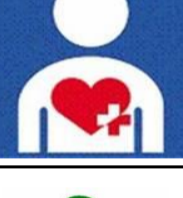
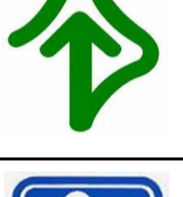

サービス		内容	手続き方法	問い合わせ先
介護給付費	居宅介護	居宅における身体介護・家事援助 【対象】身体障害者／知的障害者／精神障害者／難病対象者／障害児	18歳以上の場合は、事前に障害支援区分の認定調査が必要です。認定調査員が80項目の聞き取り調査を行い、審査会を通じて障害支援区分を決定し、サービスの利用となります。 18歳未満の場合は、事前の聞き取りにより決定となります。障害支援区分は短期入所のみで他のサービスは障害支援区分は必要ありません。 ※一割負担有り	市役所 障害福祉課 各支所
		通院介助・乗降介助 【対象】身体障害者／知的障害者／精神障害者／難病対象者／障害児		
	重度訪問介護 【対象】身体障害者／知的障害者／精神障害者／難病対象者／障害児			
	行動援護 【対象】知的障害者／精神障害者／障害児			
	短期入所 【対象】身体障害者／知的障害者／精神障害者／難病対象者／障害児			
	療養介護 【対象】身体障害者／難病対象者／障害児			
	生活介護 【対象】身体障害者／知的障害者／難病対象者			
	施設入所支援 【対象】身体障害者／知的障害者／難病対象者			
訓練等給付費	自立訓練（機能訓練・生活訓練） 【対象】身体障害者／知的障害者／精神障害者／難病対象者	事前に相談・申請が必要です。 ※一割負担有り	18歳以上の場合は、事前に認定調査が必要です。 ※一割負担有り	市役所 障害福祉課 各支所
	就労移行支援 【対象】身体障害者／知的障害者／精神障害者／難病対象者			
	就労継続支援（A型雇用型・B型） 【対象】身体障害者／知的障害者／精神障害者／難病対象者			
	共同生活援助（グループホーム） 【対象】知的障がい者／精神障がい者／難病対象者			
地域生活支援事業	外出支援事業 【対象】知的障害者（児）／精神障害者（児）／全身性障害者発達障害者（児）／高次脳機能障害者（児）	事前に相談・申請が必要です。 ※一割負担有り		市役所 福祉総合支援課
	視覚障害がITヘルパー事業〔順次同行援護（介護給付費）に移行〕 【対象】視覚障害者（児）			
	日中一時支援事業 【対象】身体障害者／知的障害者／精神障害者／障害児			
	訪問入浴サービス事業 【対象】身体障害者1・2級 ほか			
	地域活動支援センターⅡ型事業 【対象】身体障害者／知的障害者			
	相談支援事業 【対象】身体障害者／知的障害者／精神障害者／難病対象者／障害児			

サービス		内 容	手続き方法	問い合わせ先
児童	児童発達支援	(障害児に)日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。 【対 象】療育が必要な乳幼児児童	事前に保健センターに相談してください。	最寄りの保健センター
	放課後等デイサービス	(障害児に)生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。 【対 象】学校教育法第一条に規定している学校に就学しており、授業の終了後または休業日に支援が必要と認められた小1～高3生	事前に相談・申請が必要です。	・市役所 障害福祉課 ・各支所

※ 介護保険制度と同じサービスについては、介護保険が優先となりますのでご注意ください。

※ このパンフレットは、各制度の基本的な内容を簡略化してまとめたものですので、記載内容等については、個人の状態や、その他の事情により適用が変わる場合がありますのでご了承ください。詳しくは、問い合わせ先にお尋ねください。また、記載以外のサービスもありますので、ご遠慮なくお問い合わせください。

お問い合わせ先					
市役所	東近江市役所(本庁) 〒527-8527 東近江市八日市緑町10-5 TEL 0748-24-1234(代表) IP 050-5801-1234(代表)				
	東近江市福祉事務所 障害福祉課		TEL 0748-24-5640	FAX 0748-24-5693	IP 050-5801-5640
	各支所	永源寺支所	TEL 0748-27-2185	FAX 0748-27-1668	IP 050-5801-2185
		五個荘支所	TEL 0748-48-7311	FAX 0748-48-5650	IP 050-5801-7311
		愛東支所	TEL 0749-46-2260	FAX 0749-46-0215	IP 050-5801-2260
		湖東支所	TEL 0749-45-3715	FAX 0749-45-1570	IP 050-5801-3715
		能登川支所	TEL 0748-42-8700	FAX 0748-42-6125	IP 050-5801-8700
		蒲生支所	TEL 0748-55-4883	FAX 0748-55-1160	IP 050-5801-4883
	東近江市福祉事務所 福祉総合支援課		TEL 0748-24-5641	FAX 0748-24-5693	IP 050-5801-5641
	東近江市発達支援センター 〒527-0022 東近江市八日市上之町1-41		TEL 0748-24-0664	FAX 0748-22-5151	IP 050-5801-0664
県	東近江健康福祉事務所(東近江保健所) 〒527-0023 東近江市八日市緑町8-22		TEL 0748-22-1253	FAX 0748-22-1617	
指定特定相談支援事業者	東近江市社会福祉協議会 ハートピア 〒527-0016 東近江市今崎町21-1		TEL 0748-24-2940	FAX 0748-24-1313	IP 050-5802-2988
	東近江地域障害者生活支援センター れいんぼう 〒527-0011 東近江市八日市浜野町3-1 アルプラザ八日市4F		TEL 0748-36-3604	FAX 0748-20-0507	
	支援センター太陽 〒527-0012 東近江市八日市本町7-8		TEL 0748-20-2255	FAX 0748-20-2266	
	精神障害者地域生活支援センター ふらっと 〒523-0895 近江八幡市宇津呂町19-6		TEL 0748-32-2667	FAX 0748-32-2668	
	地域総合支援センター はんどくさん 〒527-0156 東近江市上中野町397		TEL 0749-46-8067	FAX 0749-29-0551	
	東近江地域障害者生活支援センター サテライト近江八幡 〒523-0821 近江八幡市多賀町599-3		TEL 0748-32-8700	FAX 0748-32-8720	
	相談支援事業 くすのき 〒529-1504 東近江市蒲生寺町1186		TEL 0748-55-3677	FAX 0748-55-3677	
	相談支援事業 きぬがさ 〒521-1311 近江八幡市安土町下豊浦9019		TEL 0748-46-2646	FAX 0748-46-5560	
	東近江市児童相談支援事業 こころ 〒527-0022 東近江市八日市上之町1-41		TEL 0748-24-5696	FAX 0748-22-5151	
就労支援	東近江圏域働き・暮らし応援センター 〒523-0015 近江八幡市上田町1288-18 前出産業ビル2F		TEL 0748-36-1299	FAX 0748-36-1344	
	ハローワーク東近江(東近江公共職業安定所) 〒527-0023 東近江市八日市緑町11-19		TEL 0748-22-1020	FAX 0748-25-0741	

マークの紹介		問い合わせ先	
障害関係マーク		障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障害者の利用への配慮について、ご理解とご協力をお願いします。	財団法人 日本リハビリテーション協会
		肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。	東近江警察署
		聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。	東近江警察署
		身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障害者補助犬が同伴できるようになりました。	厚生労働省 自立支援振興室
		人工肛門・人工膀胱を造設している人(オストメイト)のための設備があることを表しています。オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。	社団法人 日本オストミー協会
		「身体内部に障害のある人」を表しています。身体内部(心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、免疫機能、肝臓)に障害がある人は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。疲れやすい、タバコの煙が苦しいなど内部障害のある人へのご理解とご協力をお願いします。	NPO法人 ハート・プラスの会
		聞こえが不自由であることを表す国内で使用されているマークです。聴覚障害者は見た目には分からないため、誤解されたり、不利益をこうむるなど社会生活上で不安が少なくありません。このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮についてご協力をお願いします。	一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
		世界盲人会連合で制定された盲人のための世界共通のシンボルマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。	社会福祉法人 日本盲人福祉委員会

